

平成 28 年 10 月 14 日

税制調査会会長
中里 実 様

税制調査会委員 佐藤 主光

意見書

1. 国際課税について

今後、租税回避との関係で特に留意すべきは知的財産（IP）の海外への流出のように思われる。わが国では研究開発税制の拡充等を通じて「研究開発拠点」の形成・維持を図ってきた。他方、研究開発の成果であるはずの知的財産（特許等）が海外子会社に移転されるとなると、わが国でロイヤリティー等知的財産に係る利益に課税する機会を失うことになりかねない。この問題については現行の外国子会社合算税制や移転価格税制の枠内で対応するにも限界があるのではないか。トリガー税率に代えて特定外国子会社の資産性所得への課税を強化するとしても、「資産性所得」の定義を避けるような租税回避もありうる。一案は多国籍（大）企業の特定（例えば、知的財産に係る）の取引に着目した合算課税や所得相応性基準（移転価格税制）の適用かもしれない。

いずれにせよ、こうした課税当局と企業の「いたちごっこ」に税制・税務執行でどこまで、どのように対応できるのか、できない（あるいはすべきでないのか）のか海外の取り組み状況も見据えながら論点を整理する必要があるように思われる。

2. 納税実務等の環境変化について

これからは税務（所得）情報をビックデータとして活用することもできるのではないか。AI（コンピュータ学習）により①納税者の属性（業種・事業規模など）等に応じた申告所得のパターンから異常値（アブノーマル）を抽出して、それらを重点的に税務調査するほか、②低所得層の生活実態の把握と給付等福祉政策での活用も可能だろう。日銀の WP で税務データからわが国の GDP の新たな試算が出て議論になっているが、これを税務データのマクロ的利用とすれば、異常値の抽出や低所得者の実態把握はミクロ的利用といえる。なお、納税の ICT 化を一層進める上で、英国の PAYE（源泉徴収）新たに導入されたリアルタイム情報システム（＝税のデジタル化）も参考になるかもしれない。

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/

<file/484668/making-tax-digital.pdf>

税のデジタル化を通じて①月ベースで個人（被用者）の所得情報を収集するとともに、②納税事務（事業者の源泉徴収や個人の確定申告）を大きく簡素化させる仕組みとされる。また、③収集された所得情報は課税だけではなく、ユニバーサルクレジットなど給付にも用いられるところが特徴である。添付書類の扱いなど当面の実務的・法律的な対応にとどまらず、個人・事業者の利便性の向上と税務の効率化に向けた ICT 化の徹底と情報＝ビッグデータの分析を視野に入れた議論があっても良いのではないか。①個人はネット上で税務当局と直接やり取りができ（英国はこの方向を目指している）、②企業による年末調整なども必要なくなるようになる（他方、確定申告で納税者が税務署の窓口に殺到する事態も避けられる）未来もありうるだろう。

（以上）